

福岡市住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

1 住居確保給付金(転居費用補助)とは

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

2 対象者(概要)

次の全てに該当する方(支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています)

- 住宅を失った、または失うおそれがある。
- 同一世帯員の死亡、又は離職・廃業、休業等により、世帯収入が著しく減少した月から2年以内である。
- 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- 申請者の世帯収入の合計が、収入基準額以下である(※1)。
- 申請者の世帯の金融資産(預貯金、現金、債券、株式、投資信託)の合計が、一定額以下である(※2)。
- 福岡市生活自立支援センターの家計に関する相談支援において、家計改善のために次の①又は②の事由により転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること。
 - ①家賃の低廉な住宅に転居することで支出の削減が見込まれること。
 - ②家賃の高額な住宅に転居するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- 転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。
- 申請者及びその他世帯員が暴力団員ではない。

※1、収入基準額＝基準額＋家賃額(上限あり)

(例) 1人世帯で、家賃額が5.0万円の場合 $8.4万円 + 3.6万円 = 12.0万円$

世帯員数	収入基準額	(参考)上限額
1人	基準額 8.4万円 + 家賃額(上限3.6万円)以下	12.0万円
2人	基準額 13.0万円 + 家賃額(上限4.3万円)以下	17.3万円
3人	基準額 17.2万円 + 家賃額(上限4.7万円)以下	21.9万円
4人	基準額 21.4万円 + 家賃額(上限4.7万円)以下	26.1万円
5人	基準額 25.5万円 + 家賃額(上限4.7万円)以下	30.2万円
6人	基準額 29.7万円 + 家賃額(上限5.0万円)以下	34.7万円
7人	基準額 33.4万円 + 家賃額(上限5.6万円)以下	39.0万円

※2、金融資産の額＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託等の合計

世帯員数	預貯金及び現金の合計
1人	50.4万円以下
2人	78.0万円以下
3人以上	100.0万円以下

3 支給対象・支給額について

次の対象経費に対し、世帯人数及び転居先住所に応じて支給上限額が異なります。

(1) 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
① 転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)	① 敷金(退去時に返還される可能性あるため)
② 転居先への家財の運搬費用	② 契約時に払う家賃(前家賃)
③ ハウスクリーニングなどの原状回復費用	③ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費
④ 鍵交換費用	

(2) 支給額

実際に転居に要する経費(世帯数に応じた上限あり)

世帯員数	支給上限額	世帯員数	支給上限額
単身世帯	188,000円	4人世帯	232,000円
2人世帯	200,000円	5～6人世帯	244,000円
3人世帯	216,000円	7人以上世帯	260,000円

※福岡市内に転居する場合の支給上限額です。転居する自治体によって支給上限額が異なります。

※転居に要する経費が支給額の上限を超える場合は、差額は自己負担となります。

(3) 給付金の支給

原則、不動産仲介業者等の口座に直接支払います。

※申請に必要な書類がすべて提出されてから、支給決定までに約1週間かかります。

支給決定してから給付金の入金まで、さらに約10営業日かかります。

※受給者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書、賃貸借契約の写し、新住所の住民票の写しを提出いただきます。

4 相談・申請先

○福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟7階

電話:0120-17-3456(フリーダイヤル)、092-732-1188

FAX:092-732-1190

※開館時間は9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始休館)です。

○各区に分室を設置しています

東区(区役所別館3階)	0120-53-3456	〒812-0053	福岡市東区箱崎2-54-1
博多区(区役所7階)	0120-54-3456	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前2-8-1
中央区役所(区役所2階)	0120-58-3456	〒812-0041	福岡市中央区大名2-5-31
南区(保健福祉センター1階)	0120-63-3456	〒812-0032	福岡市南区塩原3-25-2
城南区(区役所1階)	0120-64-3456	〒814-0103	福岡市城南区鳥飼6-1-1
早良区(区役所2階)	0120-74-3456	〒814-0006	福岡市早良区百道2-1-1
西区(区役所別館2階)	0120-97-3456	〒819-0005	福岡市西区内浜1-4-7